目

次

毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは、 休日の翌日

○福島県企業職員の給与、 の一部を改正する規程

勤

.務時間その他の勤務条件等に関する規程

福

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する 規程をここに公布する。

令和元年12月13日

福島県知事 雄 内 堀 雅

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部 を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県 企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第1号中「、又は失職し」を削り、同項第2号中「、若しくは失職 し」を削り、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条の3第2項第1号中「、又は失職し」を削る。

第8条の3第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 8 条 の 10第 2 項 中 第 4 号 を 削 り 、 第 5 号 を 第 4 号 と し 、 第 6 号 を 第 5 号 と す る 。

この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の2第3項第1号の改 正規定及び第8条の3第5項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経営·販売課)

リサイクル適性®